

住宅リフォーム ブロック塀などの塀撤去

にかかる費用の補助制度

町民の皆さんの住環境の向上と道路の安全性の確保を目的として、町内業者に依頼して行う住宅リフォーム工事およびブロック塀などの塀の撤去にかかる費用の一部を助成します。

受付開始 令和3年 **5月10日**(月)

募集件数 **先着 26件**

募 集 要 件

申請できる方

- ①坂城町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者の方
- ③町税などの滞納がない方

対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で、
- ①自己または家族の居住のための住宅
 - ②店舗併用住宅などの住宅部分

施工者の要件

町内に本社のある住宅関連業者
(個人事業者を含む)

対象工事費

20万円以上（住宅リフォーム補助）

- リフォーム工事の対象経費の20%以内(最高限度額5万円)

補助額

- ブロック塀などの塀の撤去工事費の2分の1以内(最高限度額5万円)

その他

- 住宅用火災警報器が設置されている住宅、またはリフォーム工事に併せて設置する住宅を補助対象とします。ただし、火災警報器の器具代は補助対象となりません。
- 下水道供用開始区域で、下水道接続されていない場合は、リフォーム工事により接続してください。
- 過去に同様の補助金等の交付を受けていない住宅が対象です。
- 他の補助制度の対象となっていない住宅に限ります。
- 塀などの撤去は、建築基準法施行令を遵守して作られた塀の撤去工事に関する補助となります。

※その他要件がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

対 象 工 事

工事の内容

個人住宅の修繕・補修・模様替え・同一棟の増築・一部改築・設備改善工事など
(右記工事例を参考に、詳しくはお問い合わせください。)

工事の着工及び完了

【着工】

補助金の交付決定後に着工してください。

【完了】

令和4年3月25日までに完成のうえ、実績報告書を提出してください。

◎対象となる工事例

- ・同一棟の増築工事
- ・一部改築工事
- ・屋根、外壁の改修工事
- ・サンルーム、バルコニーの増築
- ・窓ガラス、サッシ、網戸、雨戸の修繕または設置工事
- ・床、壁、天井材の張替え工事
- ・システムキッチン、床暖房工事
- ・浴室、ユニットバス、トイレ設置工事

×対象とならない工事例

- ・工事に係る設計費等
- ・家電、家具などの物品の購入費
- ・同一棟でない物置、車庫などの設置工事
- ・カーポート、物置、ウッドデッキ設置工事

◎問い合わせ先 建設課管理係 ☎82-3111(内線174) 直通75-6208

将来に渡る良好な水環境を保全するために

広がる下水道供用区域

受益者負担金の

納付をお願いします

下水道事業 受益者負担金

令和3年度に 新たに対象となる方

下水道の供用区域の拡大に伴い、順次、下水道建設費の一部を負担する受益者負担金の納付をお願いしています。今年度新たに対象となるのは、南条・中之条地区の一部の区域です。(該当者の方には、『受益者申告書』をお送りします。)該当区域に土地を所有・借用している方で、下水道への接続が可能になると、納付をしていただくこととなります。

手続き

『受益者申告書』がお手元に届きましたら、対象となる土地を確認のうえ、申告書を提出してください。提出された申告内

容を審査し、賦課または猶予の決定をします。
負担金額

一つの敷地(土地の筆が複数でも、一つの区画を形成している一団の土地)に対して、一律に負担となる均等割と敷地面積割の合算になります。

○均等割 19万3千円
○面積割 350円/㎡
猶予について

農地などで徴収猶予の要件に当てはまる場合は、負担金の徴収が猶予されます。

納付時期と方法

納期は、8月・10月・12月・2月の年4回となり、5年間で20回の分割納付となりますが、全額一括前納や1年分の前納などには報奨金が交付されます。

すでに納付対象で納付が済んでいない方と、今年度から新たに賦課の対象となる方(賦課決定通知を同封)には、7月中に

納付書を発送します。

接続はお早めに

新たに受益者負担金の賦課対象となる区域を含め、現在下水道が供用開始されている区域において、まだ下水道へ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

水洗化について

宅内排水設備工事

下水道の宅内排水設備工事は、町に登録されている「下水道排水設備指定工事店」でなければできませんので、工事契約の際に確認してください。工事店の一覧表は建設課にありますのでお問い合わせください。(町ホームページにも掲載しています。)

水洗化ローンをご利用ください

この制度は、下水道が供用開始された区域の方が、宅内から下水道への接続工事(宅内排水設備工事)に要する資金のあつ旋と利子補給を行い、下水道の普及促進を図るものです。

融資あつ旋額

1世帯20万円以上100万円以下(ただし、排水設備工事に要した費用以内)

利率 3・50%(保証料込)

利子補給

利子の2分の1相当を補給

償還方法

5年60回払い以内の元利均等月賦償還

下水道使用料について

下水道に接続すると、水道の使用量に応じて、2か月に一度、下水道使用料を納めていただくようになります。

下水道使用料の納入には、便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストア・金融機関・役場窓口での現金納入もできます。

合併処理浄化槽設置整備事業の補助金

公共下水道の事業認可区域などの下水道整備計画がされていない区域で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象となります。申請される方は、着工前にご相談ください。

◎問い合わせ先

建設課下水道係
☎82-3111
(内線170・179)
直通75-6208

